

[研究ノート]

個人請負の生活と仕事

坂 幸 夫

富山大学紀要. 富大経済論集 第63巻第1号抜刷 (2017年7月)

富山大学経済学部

[研究ノート]

個人請負の生活と仕事

坂 幸 夫

キーワード: 非正規労働者, 派遣労働者, 労働関係法規, 報酬不払い, 添乗員,
建築士, 外務員

もくじ

序

- 1, 個人請負の性格
- 2, 個人請負の数
- 3, 個人請負の位置
- 4, 個人請負の人が抱える問題
- 5, クラウド・ワーカー調査について
- 6, その他の事例
 - (1) 添乗員
 - (2) 現場の建築士
 - (3) 生命保険の外務員

序

この論文は、非正規従業員と正規従業員、特に非正規従業員、その中の「個人請負」を取り上げる。非正規従業員は、パートやアルバイト、派遣労働者、契約社員などいろいろいる。最近では非正規従業員（社員）は、社員・従業員、非正規従業員の3分の1にまでなった。

その中で「個人請負」は、企業とは契約して働く。「だから労働関係法規（労働基準法、労使関係法、最低賃金法）は一切適用されず、社会保険は全額自己

負担。そのため解雇規制はなく、失業保険法もない。労働時間規制もないため、時間外労働、休日、深夜労働手当もなく、有給休暇もない。年金保険も全て自己負担。」⁽¹⁾つまり「無権利状態」に置かれる。ただし「個人請負」は、昔からあり、家政婦などは、その代表だった。

「請負」は、民法 632 条の企業と個人の間で結ぶ契約で、企業の仕事の 1 部を契約で、仕事をやる形態である。つまり「個人請負」は、請負で働く個人を言う。

アメリカでは、「個人請負」は、ホワイト・カラーの高度専門職の働き方として、定着しており、連邦労働省によれば、人数は約 1,000 万人、全雇用者の約 7.4% を占める（2005 年統計）⁽²⁾

1. 「個人請負」の性格

「個人請負」という働き方は、多くの職種で以前からあり、フリーの編集者、デザイナー、添乗員、観光ガイド、生命保険会社の外交員、フランチャイズの店長、ホスト、バイク便ライダー、建設現場の鉄筋工・建築士（1 級建築士など）などである。また最近では、IT 技術の発達により、コンピューター技術者などの新しい職種も増えている。働く人も、高度な専門知識を持った人から、空いた時間に単純業務を請け負う人まで多種多様。また複数の企業の掛けもちをする人もいれば、1 社専属で働く人もいて、その数は全国に 50 万人とも 200 万人、(NHK クローズアップ現代「消費される」若者たち ～格差社会の新たな現実」では 161 万人)とも言われているが、公的な統計資料がなく、日本では実態はあまり分かっていない。

2. 「個人請負」の数

そこで例えば、第 1 表の総務庁統計局の「労働力調査」によれば、「個人請負」は、まずは日雇が該当するするだろう。日雇とは、「企業と労働者が、日ごとに契約して」働く者を言う。そうすると 1999 年が (121 万人) 2.5 %、2000 年

が（116万人）2.5%，2001年が（119万人）2.6%になる。ただし個人請負は、必ずしも日雇には限らない。臨時雇も、もし該当すれば、1999年が（510万人）9.6%，2000年が（546万人）10.2%，2001年が（564万人）10.5%。合計すると、1999年が631万人（12.1%），2000年が662万人（12.7%），2001年が683万人（13.1%）である。ただし、「臨時雇いは1ヶ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者」を言う。だからその多くは、契約で企業に働いている者ではない。

第1表 「労働力調査」による個人請負の数

（単位：万人）

	常雇	臨時雇	日雇	計
1999年	4,666	510	121	5,331
2000年	4,660	546	116	5,356
2001年	4,649	564	119	5,369

資料出所：総務省統計局各年「労働力調査」

また国勢調査によると、平成17年の調査⁽³⁾では、「雇人のない業主」、「雇い人がある業種」と「家族従業者」が個人請負に当たるとすれば、そこで総数61,506千人に対し、「雇人のない業主」が4,788千人、「雇い人のある業種」が1,757千人、「家族従業者」が3,080千人、これを%で表わすと15.6%。

平成22年度(第3表)では、個人請負は、計で「雇人のない業主」が4,241千人、「雇い人のある業種」が1,337千人、「家族従業者」が2,322千人、率で表わすと、総計（母数は総数）が13.2%、同じように男性が14.0%、女性が12.2%だった。これは、働く人の大体1割強くらい。

第2表 「国勢調査」による「個人請負」の数

（単位：千人）

総数	雇用者	雇人のない業種	雇い人のある業種	家族従業者
61,506	48,334	4,788	1,757	3,080

資料出所：総務省統計局「平成17年 国勢調査」

第3表 「国勢調査」による「個人請負」の数

(単位：千人)

	総数	雇用者	雇人のない業種	雇い人のある業種	家族従業者
計	59,612	46,286	4,241	1,337	2,322
男性	34,090	25,525	3,194	1,097	489
女性	25,522	20,761	1,047	240	1,833

資料出所：総務省統計局「平成22年 国勢調査」

このように、「個人請負」は、統計によって、定義がかなり異なり、なかなか実数はわからない。傾向としては増えてはいるが（労働力調査による）、その増え方は、非正規従業員全体と比べると少ない。

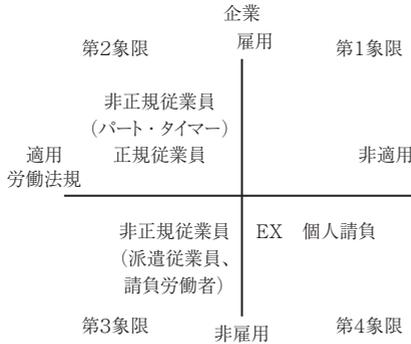
3. 「個人請負」の位置

第1図は、この「個人請負」の位置を示している。正規従業員（社員）は、当該企業に雇用されており、労働関係法規（労働基準法、労使関係法、最低賃金法）は、全面適用されている。図では、第2象限に位置されている。また非正規従業員（パート・タイマー、アルバイト）は、主に主婦や学生などで、企業に雇用されているが、正規従業員とは異なり、通常家計費や自分のお小遣いや交通費の為に働いているが、労働関係法規は全面適用されている。図では第2象限に位置されている。

それに対し、派遣労働者（非正規従業員）や請負労働者（非正規従業員）は、非正規労働者で派遣会社や請負会社に雇用されており、当該の会社に派遣されている。従って当該企業には雇用されていないが、労働関係法規は全面適用されている。図では、第3象限に位置されている。

これに対し、「個人請負」は、企業に雇用されておらず、企業との契約で働き、各種手当、本給、労働時間は自らが決める。そのため個人請負は、労働関係法規は非適用である。図では、第4象限に位置されている。

第1図 「個人請負」の位置



4. 「個人請負」の人が抱える問題

「個人請負」の人は、すでに述べたようにいろいろな仕事に従事している。そしてしばしばいろいろな問題を抱える。例えば、労働時間の問題がある。企業には雇用されていないため、納期に間に合わない時には、自分の判断で労働時間は、際限なく伸びる。つまり長時間労働の問題がある。約束の日までに納められない場合は、徹夜してまで渡す。また次の仕事が、何時くるか分からない。

また報酬の問題がある。特に報酬不払いの問題は、深刻である。それを解決するために、例えば、国の労働局や市や県の労働雇用課（富山県）などがある。労働雇用課（富山県）では、「個人請負」の人から話を聞き、それが深刻な場合は、労働局やハローワークに回す。労働局やハローワークでは、「個人請負」の人から話を聞き、それが労働時間の問題なら、労働基準法があり、それを基本にして適切に指導する。また報酬問題、特に報酬未払いの場合、これは企業と本人の中に入って、積極的に解決にあたる。

また有給休暇はなく、休む時は自らの判断で休む。その際、有給ではないので、休んでもそれはお金にはならない。これは、本人が結婚していれば、家族の問題にもなるので、解決は難しい。

総じて「個人請負」は、あくまで個人でやる仕事であり、その解決はなかなか

かに難しい。こうして、「個人請負」はこれからの問題である。

5. クラウド・ワーカー調査について⁽³⁾

a 次に連合（日本労働組合総連合会）が行った調査を、紹介しよう。

「個人請負」にも、いろいろな種類がある。ここでは連合が行った「クラウド・ワーカー」調査を紹介する。対象者は20歳以上のクラウド・ワーカー1,000人の有効サンプルを集計した。

b 本調査で「クラウド・ワーキング」とは、インターネット上のマッチングサイトや自身のページ等を通じて仕事を受注・納品する働き方をいい、その様な働き方をする人を「クラウド・ワーカー」という。つまり「個人請負」の中でも、比較的収入の多い人たちである。

c クラウド・ワーカーの1日当たりの就業時間は平均3.1時間となっている。クラウド・ワーカーを副業とする人は、本業の通常勤務に加えて、さらに1日当たりの平均2.4時間、クラウド・ワーキングに従事しており、長時間就労が懸念される。ただしこれらの副業の人は、個人請負の人ではない。

また、クラウド・ワーカーが月あたり得られる報酬は、平均45,650円であるが、3人に1人は10,000円以下となっている。クラウド・ワーキングを専業とする人の平均は73,268円となっているが、従事している時間や業務が多岐に及んでいるため、平均値で実態を判断することは出来ない。

d クラウド・ワーキングをする中でのトラブルには、知的財産権の問題や経済上の利益提供要請などの労働法制以外にも身受けられる。

これらを元に、クラウド・ワーカーについての、解説を始めよう。

e クラウド・ワーキングをしている主な理由は、1位「都合の良い時間に働ける」。クラウド・ワーカーの不安は、1位が「仕事が継続的にあるか分からない」。

f クラウド・ワーカーの半数以上がトラブルを経験、トラブルの内容は上位は報酬関係。

- g クラウド・ワーカーが保護・規制を求めることは、1位が「最低報酬額」、2位が「最低発注単価」、3位が「労働時間」。つまり収入と時間が、最大の問題である。
- h 適用される法律を正確に認識しているクラウド・ワーカーはわずかに11%。

ただし、クラウド・ワーカーは、副業としてやる限りは、その人は「個人請負」とはならない。本来の仕事があり、それは企業に雇われてやる。クラウド・ワーカーの内、その仕事を専業としてやる人が、「個人請負」という。

クラウド・ワーカーでは、いろいろな問題を抱えている。特に報酬問題、未払いの問題は深刻である。しかし満足度でいえば、比較的高い。多くの「個人請負」は、これより満足度は低い。

6. その他の事例

次にその他の事例を紹介しよう。

(1) 添乗員（資格：旅行管理主任者：国内、国際旅行管理主任者：海外）

添乗員には、旅行会社、バス会社に就職している人もいれば、これらと契約して働く人もいる。大体9割が派遣社員。ここでは旅行会社と契約し、契約の範囲内で、働く人を取り上げよう。

この添乗員は、まずは旅行全体を説明し、お客との間を、取り持ちをする。そして旅行に出発する。観光地では説明、案内をし、ホテル・旅館ではお客の部屋に案内をする。お客がトラブルに巻き込まれた時には、その解決にあたる。例えば、航空会社がストライキ中で、航空会社に振り替え便とホテルの斡旋を頼んだり、また記念写真を取る時、他の人にお金を取られた、などいろいろある。

全体として、旅行の日程管理をする人をいう。これには資格があり、「旅行管理主任者」と「国際旅行管理主任者」という。前者は国内旅行、後者は外国旅行の資格。

労働時間は、契約した企業との取り決めに従って働くが、お客との関係では、時には夜中まで働くことも辞さない。また収入は、会社との契約で決まるが、労働時間に見合った収入になるとは限らない。日給は平均で、10,000円。悩みは次の仕事は何時くるか分からない、等々。勿論有給休暇はない。また個人で働く人、つまり雇われていないので、労働法律関係は、原則としては適用されない。

ここでは、Aさんの事例を報告しよう。Aさんは、既婚者で、年齢は40歳代。学歴は大学卒、観光科。この仕事に入って21年。ご主人が旅行会社を営んでおり、その会社と契約して仕事をしている。仕事は、旅行会社が集めた一般の人を対象に、まずは旅行の説明と案内をする。それから旅行の準備として、いろいろな書類を用意する。例えば、航空会社の搭乗券など。そして旅行に出発する。旅行に入ると、いろいろな事が起きる。この人の話では、旅行者が病気になった時、本人に付き添って、夜遅くまで付き合う時もある。こうした細かい仕事をして、始めて添乗員は、成立する。Aさんが言うには、添乗員の収入は、少ない。

Aさんは「旅行管理主任者」を持っているので、友達と国内旅行に行く時に、添乗員の役割させられる。

(2) 生産現場の建築士

生産現場の建築士は、施工主との契約で働く。この場合、半年なり1年なり、期間が決まっており、その時間内で働き、完成すれば、施工主が見た上で、お金が支払われる。勿論現場では、責任者であり、他の業者、例えば電気技術者や水道技師、左官、アルバイトを、うまく使いこなさなければならないし、彼らに賃金を払わなければならない。また自分の報酬は、施工主との間で決まるが、これは現場の完成日に合わせ、仕事が終われば、施工主がそれを確認し、報酬を支払う。しかし報酬が不払いの時もある。そのため他の電気技術者や左官、アルバイトには、賃金の支払いが遅れることもある。また現場では、必ず

しも、毎日決められた時間で終わるとは限らない。そうすると長時間労働になる。

そうした問題について彼らは、時に相談に行く。相談窓口には、国の労働局（各県）と市や県の相談窓口がある。報酬の問題、特に未払いの問題なら、どこでも積極的に企業と建築士の間に入って行く。ただし、彼らには施工主があり、その施工主から仕事をもらう身であり、相談したことが、施工主にわかった、次の仕事を回してくれない可能性がある。ゆえになかなか相談はしづらいのも事実。

ここでは、Bさんの事例を報告したいと思う。Bさんは、男性で年齢は50歳代、学歴は京都の大学卒。45歳で1級建築士をとり、今の仕事を始めた。妻が1人、子供が1人。

仕事は、複数の仕事を掛け持ちし、現場の監督官のようなもの。仕事は、毎日続けてやるが、Bさんの仕事は建設現場もあれば、完成した室内の掃除もある。

具体的にいうと、キャバレイの仕事が入り、仕事は、室内の整理と修繕。水道技師、左官、電気技師、アルバイトなどが働き、最初は予定取りに仕事は進んだが、中盤以降は、仕事はなかなか予定通りには終わらない。結局最後に本人が働き、仕事は終わった。しかし施工主は、なかなかお金をくれない。アルバイトには、報酬を支払ったが、左官や電気技師、水道技師には、報酬の支払いが遅れた。こういう仕事が、毎日続く。

次にCさんの話をしよう。Cさんは電気技師、年齢は58歳、奥さんと娘が1人。この仕事を始めたきっかけは、親父さんの跡継ぎで、この仕事をはじめて40年。必ずしもやりたくてなった仕事ではない。二級電気技師の資格を持っている。

仕事は、現在のところ8箇所の現場を持ち、1日に大体3か所を回っている。そこで1日ずっと同じ仕事をやる時もあれば、1日に3か所を回ってやる時もある。仕事は、1日の時もあれば、午前中の時、午後の時もあり、夜に行く時もある。仕事が忙しい時には、元同級生や親せきの人を頼む時もある。このよ

うに時間の調整は、なかなか難しい。具体的にいうと、キャバレイの仕事の時もある、一般の住宅の時もある。仕事は、仕事を取ってきた元請けの指示に従って働く。

悩みごとはある。例えば1番の悩みは、仕事が重なり、時間の調整がうまくいかない時がある。また大工の仕事が進まない時には、こっちの仕事もなかなか進まない。その時には、同じ業者に相談する。

収入は、現在のところ月に多く入る時もあるが、少ない時もある。将来の事は、分からないが、体の続く限り、この仕事をやる。

(3) 生命保険の外務員

生命保険の外務員には、保険会社に雇われている人もいるが、多くは保険会社と契約し、仕事をしている。仕事は、毎日の仕事に行く前に、上司から朝礼があり、仕事の打ち合わせをし、席についていろいろな書類・パンフレットを用意し、それから仕事に行く。仕事は、保険の販売・介入が主だが、保険の設計も勿論やる。まずは、お客の要望を聞く。それから、その人に合った生命保険の設計をする。それを持って、お客のところへ行き、保険の説明をする。日々の仕事は、大体この通り。収入は、その人の保険の販売高による。有給休暇は勿論ない。

ここでは、Dさんの事例を、報告したい。まずはDさんの年齢は、70歳代で、男性。30歳でこの仕事を始めた。元々は自動車保険（任意保険）の外務員。始めは損害保険から始め、生命保険会社と契約した。最初は自分で損害保険のことを勉強した。仕事は損保の設計から始め、お客に説明する。損保のお客さんは自動車保険のお客さんと重なり、だから自動車保険のお客さんは、損害保険のお客さんにもなる。

月々の収入は、お客の件数で決定する。収入は年間というと、女性の場合で100～700万円、いろいろある。女性の場合は、やがて辞めていく人もある。能力としては、特に外交能力が重要である。

悩みは、毎月コンスタントに売ること。1カ月に1件から4件の人もいる。保険会社の方でも、後者の人がいい。特に売るタイミングがある、例えば学生は、就職する。その時に保険に加入する。また父親が死んだ時、遺産がはいる。その時に保険に入る。そういうタイミングが重要である。

次にEさんの話をしよう。Eさんは、年齢は50歳代で女性。既婚で、子供が2人、大学生と高校生。まずは仕事の内容だが、いくつかの保険会社と契約し、その内の中心となる会社に出て、朝礼に出る。上司の話を聞いてから、新しく契約するお客さんとのために、生命保険の設計をし、それを持っていて、まずは説明する。そうして契約する。その繰り返し。ノルマはある。

やる事は沢山ある。例えば新しいサービスの案内、受け取り人の変更の手続き、住所の変更、満期の手続き、再契約の手続き、契約金が払えなかったらどうするのか、とうお客さんからの相談事、とかいろいろある。

だから悩みは、沢山ある。例えば中々新契約が取れない。見込額が、なかなか取れない。契約を取ろうにも、最近は老人や母親しかいないから、中々契約が取れない。労働時間は、お客さんに合わせるから、アポが長ければ必然的に長くなる。そうした事については、主に上司や仲間に相談する。

収入は、いろいろあるが、Eさんの場合は、年取で300万円から500万円位だが、これは契約の取り分によって違う。

ここで要約をしよう。

まず第1に、彼らは、雇われていないので、基本的には最低賃金法など、労働関係法規は適用されない。問題は、彼ら彼女がその事を、あまり認識していない事である。連合の調査によれば、クラウド・ワーカーの内、大半の人はこのことを知らない。

第2に、報酬不払いの問題は深刻である。相手が企業であれば、話は相談相手を通じてやることもできるが、例えば現場の建築士の場合は、交渉は大抵は中、小企業の場合であって、なかなかやりにくい。なぜなら相手の企業が、

それを知ったら仕事を回さない可能性があるからである。だからその下で働く電気技師や左官の場合、なおさらである。

第3に労働時間の問題がある。「個人請負」は基本的には、自分でやる仕事なので、実際には、長時間労働問題になりかねない。ある意味で、これが最大の問題である。

これらを含めて、「個人請負」は、昔からある問題であると同時に、現代でも通じる問題である。

注

- (1) 読売新聞「ヨミドクター」より
- (2) 小学館「日本大百科全書（ニッポニカ）」より。
- (3) 連合「クラウド・ワーカー調査」より。この調査は、連合が20歳以上のクラウド・ワーカーを母集団として、実施した。有効サンプルが1,000名。
- (4) 6の(1)～(3)は私のインタビューによる。

提出年月日：2017年5月15日